

事務連絡
令和7年3月26日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

「個人番号の利用に当たっての国民健康保険に関する事務における
Q&Aの送付について」に係る内容の再周知について

国民健康保険制度の円滑な実施につきましては、平素より格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年地方分権改革に関する提案募集の中で、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の規定において、個人番号の記載を義務付けている申請等の受理に係る手続に関する提案があったところ、別添「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）の「4 義務付け・枠付けの見直し等」に記載のとおり、「個人番号の記載を義務付けている申請等の受理に係る手続については、住民及び地方公共団体の負担を軽減するため、2回目以降の申請等であって、当該申請者の個人番号を既に保有している場合等に、個人番号の記載を省略する弾力的運用が可能であることを明確化し、地方公共団体及び後期高齢者医療広域連合に令和6年度中に改めて通知する。」こととしておりました。

これを踏まえ、下記内容を改めて周知いたしますので、御了知いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内保険者に対し、下記内容の周知等につきまして、御配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

○「個人番号の利用に当たっての国民健康保険に関する事務におけるQ&Aの送付について」（平成28年2月29日付け事務連絡） 【抜粋】

問4 2回目以降の各種申請の際に個人番号の記載を求めなかった際に、個人番号の記載がない申請書等が提出されることとなるが、必ず職員による個人番号の記載が必要か。

（答） 国民健康保険における入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費のそれぞれの給付に係る2回目以降の申請等の際に、保険者が個人番号を既に保有していると確認できる場合には、申請窓口において個人番号の記載を求めないこととして差し支えないこととしているところ、受付以後、個人番号に係る空欄を埋めるかどうかは各保険者において個人番号以外の記載項目を空白で受け付けた場合の取扱いに準じて対応するものであると考えており、その対応は各保険者において判断されたい。